



議案第一五号

三朝町監査委員条例の制定について
三朝町監査委員条例を別紙のとおり制定する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年参月拾九日修正可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三 朝 町 監 査 委 員 条 例

(条 例 委 任)

第 一 条 本 町 の 監 査 委 員 に 関 して は、 法 令 に 別 段 の 定 め が あ る 場 合 を 除 き、 こ の 条 例 の 定 め る と こ ろ に よ る。

(監 査 委 員 の 定 数)

第 二 条 本 町 の 監 査 委 員 の 定 数 は 二 人 と す る。

~~(議 員 の う ち か ら 選 任 す る 監 査 委 員 の 数)~~

第 三 条 ~~議 員 の う ち か ら 選 任 す る 監 査 委 員 の 数 は 十 人 と す る。~~

(現 金 出 納 検 査)

第 四 条 地 方 自 治 法 第 二 百 三 十 五 条 の 二 第 一 項 の 規 定 に よ る 現 金 の 出 納 検 査 は 毎 月 二 十 五 日 に 行 う。

但 し そ の 日 が 休 日 に あ た る と き は そ の 翌 日 と す る。

(定 期 監 査)

第 五 条 地 方 自 治 法 第 百 九 十 九 条 第 三 項 の 規 定 に よ る 監 査 は 毎 年 六 月 及 び 十 二 月 に こ れ を 行 う。

2. 監 査 を 行 う と き は そ の 期 日 前 五 日 まで に 監 査 の 事 項、 期 日 及 び 場 所 等 を 町 長 に 通 知 し な け れ ば な ら ない。

但し緊急監査の必要があると認めるときはこの限りでない。

(審査)

第~~十~~五^二条 地方自治法第二百三十三条第二項の決算及び書類については審査に付された日

から二十日以内はその意見を付して町長に送付しなければならない。

(規定外の委仕)

第~~十~~六^六条 地方自治法第二百条第四項の規定による監査委員の事務を補佐させるための書

記の職務に関する事項は法例に別段の定めのあるものを除き本町の職務に関する規定を準用する。

附 則

1. この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。
2. 三朝町監査委員条例（昭和二十八年三朝町条例第二十一号）は廃止する。